

# 宿泊療養体制の数値目標の考え方について

## 国の考え方（「予防計画作成のための手引きより抜粋」）

### ・数値目標設定

【流行初期期間（厚労大臣の公表後3か月程度）のうち公表後1か月以内に立ち上げ】

令和2年5月頃の確保居室数を旨す ⇒ 府実績：1504室

【流行初期期間経過後（厚労大臣の公表後6か月以内）】

新型コロナ対応時の最大確保居室数（令和4年3月頃）を旨す ⇒ 府実績：11477室

（可能な限り数値入りの協定を締結しつつ、定性的な内容の協定もよいこととする。）

※定性的とは、数値入りの協定締結を旨しつつ、地域の実情に応じ、数値を明記せずに感染症危機発生時に詳細な要件を確定する協定を想定。

### ・保健所設置市の数値目標

保健所設置市においては、宿泊療養体制に係る数値目標の設定は任意だが、保健所設置市が民間宿泊施設等と、直接協定を締結している場合は、数値目標を設定する。保健所設置市が数値目標を設定する場合は、都道府県の設定する数値に含めるものとする。

## 府の方針

- ・事前に保健所設置市に数値目標設定の意向を確認したところ、全ての保健所設置市において「意向なし」との回答があった（7月18日時点）ため、府において府域全体の数値目標を設定する。
- ・国から協定締結に向け協議可能と示された3者（うち2者は府と契約実績あり）及び新型コロナ対応時に宿泊療養施設として契約した実績のある事業者20者に対して協定締結に向け事前調査を実施のうえ、協定締結の意向及び確保居室数について確認を行う。
- ・事前調査により「意向あり」と回答のあった事業者との間で確保居室数について個別協議を行いながら、確保居室数の積み上げを行う。

考え方  
(案)

国による数値目標の考え方を踏まえ、宿泊事業者との間で「宿泊施設確保措置協定」の締結に向けた個別協議を進め、新型コロナ対応時の最大確保数を旨しつつ、地域バランス等も考慮するなど実現可能な数値目標を設定する。

# 予防計画策定・協定締結に先立つ 宿泊事業者への調査（事前調査）について

## 調査の目的

令和6年度からの予防計画・医療計画の策定及び改正感染症法第36条の6第1項に基づく「宿泊施設確保措置協定」の宿泊事業者との円滑な協議・締結作業に資するよう、新型コロナの対応を念頭に、宿泊事業者に対して事前調査を行い、その結果に基づき宿泊事業者との協定締結及び予防計画に掲げる数値目標の検討を行う。

## 調査の対象

- ・国から「宿泊施設確保措置協定」締結等のガイドラインにより協定締結に応じていただけると示された事業者（3者※）  
※うち、2者は、府との契約実績あり
- ・府が新型コロナ感染症の宿泊療養施設として契約した実績のある事業者20者（予定）

## 調査の内容

- ・改正感染症法に基づく協定締結の意向  
「可」の場合は、以下についても確認
  - ①確保可能な居室数の見込数及び施設の名称・所在地
  - ②府の要請から確保措置がなされるまでの期間（目安）

## 調査の手法

調査票の送付（郵送または電子メール）による

## 調査の期間

- ・令和5年8月1日～同年8月15日
- ・調査終了後、協定締結の意向がある事業者との個別協議を実施する。

# 調査様式

## 項目1 宿泊施設確保の可否

宿泊施設運営事業者（御社）名称	【流行初期期間】 （新興感染症発生の公表後3か月程度）の うち、公表後1か月以内に立ち上げ	【流行初期期間経過後】 （新興感染症発生の公表後6か月以内）
	確保措置協定締結の可否	確保措置協定締結の可否

## 項目2 宿泊施設の状況

	施設名称	所在地	総居室数 (A)	(A)のうち【流行初期期間】のうち、公表後1か月以内における確保居室数	【流行初期期間】要請から確保措置がなされるまでの期間（目安）	(A)のうち【流行初期期間経過後】における確保居室数	【流行初期期間経過後】要請から確保措置がなされるまでの期間（目安）
【記入例1】	Aホテル	大阪市北区〇〇町1番2号	300室	300室	概ね2週間程度	300室	概ね2週間程度
	Bホテル	堺市堺区〇〇町1番1号	250室	0室		250室	概ね2週間程度
	Cホテル	大阪市浪速区〇〇町2番3号	200室	0室		200室	概ね2週間程度
【記入例2】	具体的な対象施設の記載はしないが 当社が運営する府内施設から右記の 居室数を確保	—	2000室	1500室	概ね2週間程度	2000室	概ね2週間程度
1							
2							

※現時点で具体的な確保居室数の記載が難しい場合は、参考までに居室総数（A）のみの記載で可とする。

※宿泊施設確保措置については、具体的に対象とする施設名称を記載することが望ましい【記入例1】が、事業者が府内に複数の施設を有しており、具体的な施設を特定しない方が多くの居室の確保が見込める場合は、【記入例2】の要領でご記載することも可とする。

（R5.6.15付け「感染症法に基づく「宿泊施設確保措置協定」締結等のガイドライン」による）

## <想定スケジュール>

令和5年7月中旬から下旬 宿泊事業者への協定締結に係る概要説明

8月 1日 宿泊事業者への事前調査

8月15日 事前調査回答〆切

8月中旬 調査結果とりまとめ

9月以降 宿泊事業者と協定締結に向けた協議（主に確保居室について）

11月中下旬 感染症対策部会において、協定締結協議を踏まえた数値目標（案）を提示

12月～ 宿泊事業者と協定締結に向けた協議（役割分担等の詳細について）

令和6年3月末 感染症予防計画改定  
宿泊事業者等と協定締結（3月末までの完了をめざす）